

民生委員・児童委員 の

いろはは

～困ったときの民生委員活動Q & A編～



令和4年5月 地域共生推進課 作成

目次

1 みんなのプロフィール..... 1

2 民生委員の役割

Q1	初めて民生委員に委嘱されたが、何から始めればよいか。	2
Q2	民生委員、主任児童委員の基本的な役割は何か。	2
Q3	民生委員と主任児童委員はどのように連携すればよいか。	3
Q4	地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の主な役割は何か。	3
Q5	地区社会福祉協議会（地区社協）とは何か。 民生委員は、なぜ地区社協の活動に協力しなければならないのか。	3

3 個人情報の取扱い

Q1	「個人情報」とは何か。	4
Q2	「守秘義務」とは何か。	4
Q3	支援している高齢者に認知症の疑いがあり、地域で見守りに協力してくれる人がいるが、個人情報を伝えてよいか。	4
Q4	民生委員活動で把握した情報を自分の夫（妻）と共有してもよいか。	5
Q5	担当しているひとり暮らしの高齢者が緊急入院し、病院から「家族の連絡先を教えてほしい」と依頼された。長男の連絡先は把握しているが、個人情報のためどうすればよいか。	5
Q6	地区民児協の定例会、事例研究会等で民生委員活動を通じて得た個人情報を提供してよいか。	5
Q7	個別援助票とは何か。何のために作成するのか。	6
Q8	個別援助票を取扱う上で注意すべき点は何か。	6
Q9	全ての見守り対象者に対して、個別援助票を作成しなければならないか。	6
Q10	相談者の個人情報を電子データで取扱う場合の注意点は何か。	7

4 相談支援 その①

Q1	夜間や休日などに急に相談したいと言われた場合、どうすればよいか。	8
Q2	支援をしている人と数日間連絡がとれず、安否が心配である。どのように対応したらよいか。	8
Q3	支援している人から「民生委員さんだけに話す」と打ち明けられたが、このまま誰にも伝えなくてよいか。	8
Q4	近隣から心配な人がいると相談があった場合、どうすればよいか。	9
Q5	本人が支援を拒否する場合、どうすればよいか。	9
Q6	活動を始めて困ったことや、分からないことがあった場合には、どこに相談したらよいか。	9

5 相談支援 その②

Q1	ひとり暮らしの高齢者の認知症が進み、ひとりで生活することが難しくなってきたときは、どうしたらよいか。	10
Q2	介護保険の利用について相談されたら、どうしたらよいか。	10
Q3	ひとり暮らしの高齢者の具合が悪いとき、どうしたらよいか。	10
Q4	支援している人が亡くなったとき、香典はどうしたらよいか。	10
Q5	担当している地区に、高齢者の虐待が疑われる世帯があるが、どうしたらよいか。	11

6 相談支援 その③

Q1	近隣の人から、子どもを虐待しているようだとの連絡を受けた場合、どうしたらよいか。	12
Q2	育児不安から子どもの虐待につながる恐れのある子育て家庭があるが、どうしたらよいか。	12
Q3	配偶者から暴力を受けていてつらいと相談があったが、どうしたらよいか。	12
Q4	不登校の児童には、民生委員としてどこまで関わったらよいか。	12
Q5	市から担当区域に住み、新たにひとり親家庭となった人の情報が提供されたが、自宅に訪問すべきか。	13
Q6	市から担当区域に住み、新たに生活保護を受給することになった人の情報が提供されたが、自宅に訪問すべきか。	14
Q7	生活に困窮している世帯から生活保護の申請について相談されたが、どうしたらよいか。	14
Q8	ひとり暮らしの生活保護を受給している人が自宅で亡くなった場合、どうしたらよいか。	14

7 災害時支援

Q1	災害時に備えて、民生委員として取り組むべきことは何か。	16
Q2	災害時に備えて、自治会等とどのような協力関係をつくれればよいか。	16
Q3	災害時に、民生委員は、まずどのように行動すべきか。	16
Q4	コロナ禍での活動における注意事項は何か。	17
Q5	持病があるため、活動することでコロナに感染しないか怖いですが、それでも民生委員活動を行うべきか。	17
Q6	コロナ禍でオンラインによる研修が増えているが、パソコンが全くできず、研修を受けられないため、不安を感じている。	17
Q7	コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいのか。	17

※ 民生委員・児童委員は「民生委員」と表記しています。

1

み

ん

ぴょ

ん

プロフィール



みんぴょん

みなさんの疑問にお答えします！

神奈川県民生委員児童委員協議会設立50周年に、これからの50年を担う子どもたちにも、民生委員・児童委員のことを知ってもらいたいという強い思いから、マスコットキャラクター「みんぴょん」が誕生しました。

耳の形は
民生委員の“M”

首にスカーフを
巻いて「地域のお助けマン」



大きな耳で、住民の話に心から耳を傾けたい

ハート型のしっぽは、思いやりの心

誕生日

平成31年3月29日

好きなこと

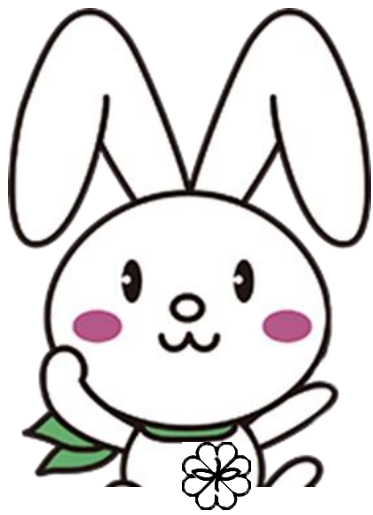
もふもふして心も体もあたたかい
握手やハグでみんなを温めてくれる
フットワークが軽く明るく元気

性格

おおきな耳で歌やお話を聞くのが好き
温泉とお茶とお餅があるとごきげん
民生委員音頭を聞くと元気になる

名前の由来

ぴょんぴょんとフットワークよく、笑顔で元気に活動しよう



2

民生委員の役割

民生委員に委嘱されたら、まず何をすればいいのでしょうか。

「主任児童委員との連携は？」 「どんなことに気をつければいいの？」

皆さんからのよくある質問にお答えします！

参考

- 民生委員・児童委員のいろは（概要編）

Q1

初めて民生委員に委嘱されたが、何から始めればよいか。

A

無理のない範囲で活動することが基本です。特に初めは一人で判断したり悩んだりせずに、地区会長や先輩に相談しましょう。

【ここから始めてみよう！】

- 前任者からの引継ぎ
- 地区民児協定例会への出席（月1回）
- 活動件数集計報告書の作成・提出（毎月）
- 自治会長との協力（見守り活動への協力依頼や災害時協力関係の構築）
- 個別援助票の取扱いや守秘義務の確認
- 身分証明書の携帯

Q2

民生委員、主任児童委員の基本的な役割は何か。

A

地域住民の相談に乗り、必要に応じて関係機関につなぐ「パイプ役」です。

【民生委員】

- 相談に乗ったり、いろいろな福祉サービスを紹介したり、必要に応じて市などの関係機関とのつなぎ役を務めたりします。
- 地域住民が抱える課題に対する「早期発見」「早期対応」を心がけてください。
- 1人で抱え込まず、必要に応じて関係機関につなぎましょう！

【主任児童委員】

- 主任児童委員は、子育て世帯や子どもに関する支援を専門に担当します。
- 子どもや親などから相談を受け、区域担当の民生委員と連携し、市や児童相談所などの連絡・調整にあたります。
- 市や児童相談所などの関係機関につないだ後で見守り等を依頼された場合は、地区会長に報告・相談した上で、見守り等を行います。

Q3

民生委員と主任児童委員はどのように連携すればよいか。

A

区域担当の民生委員は、支援を必要としている子育て世帯からの相談に、主任児童委員と協力して対応します。

主任児童委員は、その世帯がどのような支援を必要としているのかを見極め、適切だと思われる関係機関につなぎます。

Q4

地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の主な役割は何か。

A

すべての民生委員は、担当する地区の協議会に所属します。
地区民児協の定例会は、活動に必要な情報交換を行う重要な場です。

【地区民児協の主な役割】

- 困難な課題を抱える世帯への支援の方法等について検討します。
→ 地区会長を中心に協議することで、よりよい支援策を考えられたり、委員個人の負担感を軽減したりすることができます。
- 月1回の定例会や研修などを実施します。
→ 委員の資質向上や連携強化を図ります。



月1回の定例会は意見交換、情報交換、交流の場なので、できる限り出席しましょう！

Q5

地区社会福祉協議会（地区社協）とは何か。
民生委員は、なぜ地区社協の活動に協力しなければならないのか。

A

地区社協とは、暮らしの中にある地域の福祉課題に、住民が主体となって取り組む任意団体です。

地区社協は、もともと孤立死を防ぐため、民生委員の声かけで作られたのが始まりとされています。

- 地区社協の活動は、「地域の実情を知る」「顔の見える関係づくり」につながります。地区社協との連携が強化されると、民生委員活動にも役立ちます。



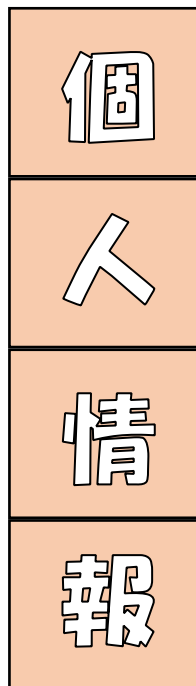
みんぴょん
ワンポイント

民生委員法では、民生委員が職務上の立場を利用して、政治活動を行うことが禁止されています。
担当区域内での選挙運動などは自粛していただいています。宗教布教も同様です。



民生委員活動は、個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上、知り得た情報について守秘義務が課せられています。個人情報を取扱う上で、どんなことに注意すればいいのでしょうか。

3



の取扱い



- 民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）
- 個別援助票の手引き（県民児協発行）

Q1

「個人情報」とは何か。

A

特定の個人を識別することができる情報で、他の情報と照合すれば個人を識別できるものを含まます。

- 具体的には、氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、家族構成、勤務先、生活記録のほか、写真や映像などのことです。
- なお、生年月日や性別はそれだけでは特定の個人を識別することができませんが、氏名などと組み合わせると特定の個人を識別することができるため、組み合わせた全体が個人情報となります。

Q2

「守秘義務」とは何か。

A

「職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。」という義務です。

- 民生委員法第15条により規定されていて、退任後も課されます。

Q3

支援している高齢者に認知症の疑いがあり、地域で見守りに協力してくれる人がいるが、個人情報を伝えてよいか。

A

見守り対象者本人の同意が得られれば、信頼できる協力者に見守りをお手伝いしてもらっても構いません。

- 民生委員に課された守秘義務は、相談者と民生委員との信頼関係を築くために定められたものであり、民生委員が持つ情報を第三者に提供することを一切禁止するものではありません。ただし、提供する情報は必要最小限に限定しなければなりません。
- 日頃の支援の中で、見守り対象者との信頼関係を築いて「支援のためには誰にどのような情報を提供することが必要なのか」を本人に了解してもらうことが大切です。

Q4

民生委員活動で把握した情報を自分の夫（妻）と共有してもよいか。

A

事前に見守り対象者本人の同意を得ていなければ、夫婦間であっても共有することはできません。

Q5

担当しているひとり暮らしの高齢者が緊急入院し、病院から「家族の連絡先を教えてください」と依頼された。長男の連絡先は把握しているが、個人情報のためどうすればよいか。

A

民生委員から長男へ緊急入院したことを伝え、長男から病院に連絡してもらいましょう！

- 「長男の連絡先」は長男の個人情報なので、原則として長男本人の同意がなければ病院に提供できません。
- 緊急に入院したり、事故に遭ったりしたときには、緊急時の連絡先を必要な機関に伝えることを事前に見守り対象者に了承を得ておくとうよいでしょう。



Q6

地区民児協の定例会、事例研究会等で民生委員活動を通じて得た個人情報を提供してよいか。

A

民生委員の守秘義務に抵触するため、個人が特定されることのないよう匿名化した情報で提供します。

- 本人の支援のためにやむを得ない場合は、必要最小限の情報を必要な範囲（例：担当民生委員と地区会長との間）で提供する場合があります。ただし、本人が提供を望まない情報は、個人情報に該当しない場合でも「プライバシー情報」であり、情報を提供することはできません。

【民生委員法「守秘義務」の目的とは？】

民生委員が秘密を漏洩するおそれがあると、地域住民が安心して相談することができません。民生委員が適切な支援を行うために、個人の秘密を守ると同時に、地域住民の民生委員に対する信頼を確保するものです。

【個人情報の匿名化とは？】

匿名化とは、氏名、生年月日、住所など個人を識別する情報を取り除くことです。しかし、他の情報等と照合することで特定の個人が識別されることも考えられるため、事例により十分な匿名化が難しい場合は、本人の同意を得なければなりません。

【活動上で注意したいこと】

個人情報を漏らすつもりがなくても、「うっかり」話してしまうことも！以下のシチュエーションでは、特に注意しましょう。

- 地域の人との立ち話で
- 地区民児協内の相談で
- 家庭内で



みんぴょん
ワンポイント

Q7 個別援助票とは何か。何のために作成するのか。

A

病院でいう「カルテ」です。

対象者の氏名や住所、緊急連絡先といった基本情報をはじめ、対象者から得た要望や情報、状況の変化、支援の経過などを記録します。

- 相談・支援は、関係機関との連携・協力の下に行います。そのため、日々の相談・支援の内容とその過程を個別援助票に記録することで、継続的に一貫性をもって進めることができます。

Q8 個別援助票を取扱う上で注意すべき点は何か。

A

「安易に人に見せる」「コピーをとる」「持ち歩く」は厳禁です。

- 個別援助票は、対象者の大切な個人情報のため、取扱いには十分注意してください。
- 書類の紛失など、万が一、個人情報が流出する恐れがあると分かったときは、速やかに市民児協事務局（市社協 84-5511）に連絡してください。

Q9 全ての見守り対象者に対して、個別援助票を作成しなければならないか。

A

関係機関からの紹介や提供された名簿を通して得た情報のすべての方に対して、作成する必要はありません。

- 個別援助票は、支援をしていく必要があると判断した対象者について作成します。
- 個別援助票の手引き（県民児協発行）や民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）には、個別援助票の作成ポイントや管理方法が載っていますので、一度確認してみましよう！



みんぴょん
ワンポイント

「支援をしていく必要がある」 ときとは？

対象者に異変が見られ関係機関につないだときや、対象者との間にトラブルが発生し、その経緯を記録するときなどが考えられます。

A

パソコン上でデータが流出した場合の被害は甚大です。

セキュリティソフトの活用やファイルのパスワード設定、個人情報の暗号化（氏名のイニシャル表記）など、セキュリティ対策を万全にしてください。

- 個人情報を含む電子データをパソコン、携帯端末等で作成するには細心の注意が必要です。

【こんなことに注意しよう！】

- 家族と共同で利用するパソコンでの処理は避けましょう。
- インターネット回線から切り離す、セキュリティソフトを活用するなど、対策を万全にしましょう。
- データをパソコンに保存する必要があるときは、データを暗号化してパスワードを設定してください。パスワードは、生年月日や電話番号など、簡単に推測できるものは避けましょう。
- パソコンを修理するときや処分するときは、データを復元できないような状態にしてから業者に引き渡しましょう。

【個人情報を持ち運ぶ場合】

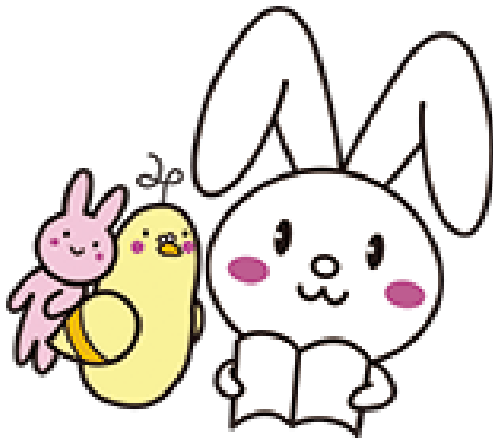
- 原則として、電子データを自宅外へ持ち出すことはできません。
やむを得ず自宅外へ持ち出す場合には、持ち運ぶ個人情報は必要最小限のものとしましょう。ファイルのパスワード設定も忘れずに。
- 常に身辺から離さず手元に置き、他の目に触れることのないよう細心の注意を払います。
- 寄り道はしないようにしましょう。
- 自家用車を使用する場合には、個人情報を車内に置いたまま、車から離れないようにしましょう。

【個人情報の「保護」と「活用」】

民生委員に課せられる「守秘義務」とは、民生委員が適切な支援を行うために、個人の秘密を守るのと同時に、地域住民の民生委員に対する信頼を確保するためのものです。

個人情報を第三者に提供するには、本人の同意を得ることが原則ですが、「虐待が疑われる家庭の情報」などは例外です。個人情報を保護するあまり、その有用性が失われては意味がありません。

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが重要です。



民生委員は、地域住民を見守り、必要に応じて行政など関係機関につなぐ役割を担っていますが、急な相談や緊急時の対応など、どこまで行うべきなのでしょうか。

4

相談 支援

その①



- 民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）

Q1

夜間や休日などに急に相談したいと言われた場合、どうすればよいか。

A

民生委員も家事や仕事がありますので、都合が悪い場合には、日時を改めて相談に応じる約束をすることも必要です。

- 緊急性が高いと思われる相談が土・日、夜間、年末年始などにあつた場合は、地区会長に対応方法を相談しましょう。
- 適切な連絡先が不明の場合は、市役所の宿直に連絡して事情を話し、関係する職員に連絡を取ってもらうという方法もあります。

Q2

支援をしている人と数日間連絡がとれず、安否が心配である。どのように対応したらよいか。

A

訪問して不審な場合（数日間、電気がついているが応答がない等）は、緊急連絡先となっている人に連絡し対応をお願いしましょう。速やかに対応してもらえない場合には、警察又は地域共生推進課に連絡します。

- 定期的に緊急連絡先を更新することで、いざというときの対応がスムーズになります。

Q3

支援している人から「民生委員さんだけに話す」と打ち明けられたが、このまま誰にも伝えなくてよいか。

A

相談内容は、基本的には誰にも伝える必要はありませんが、関係機関による支援が必要と思われる場合等は、地区会長や市などに伝えましょう。

じー



Q4

近隣から心配な人がいると相談があった場合、どうすればよいか。

A

相談してきた近隣の方から事情を聞き、本人から信頼を得るまで対応してみましよう。

- 外で見かけたらあいさつや声かけなどを行い、見守りを続けましよう。
- 相談してきた近隣の方にも、遠くからの見守りをお願いしましよう。
- 高齢者サロンや食事会などへ出席するよう勧めるのも1つの方法です。

Q5

本人が支援を拒否する場合、どうすればよいか。

A

本人の気持ちを尊重して、そっと見守ることも大切です。

- 本人が一切の関わりを拒絶し、かつ、支援が必要だと思われる場合は、地区会長や市、地域高齢者支援センターなどに相談して、対応方法を考えましよう。

Q6

活動を始めて困ったことや、分からないことがあった場合には、どこに相談したらよいか。

A

まずは、地区会長や先輩の民生委員に相談しましよう。そのほか、市民児協事務局や地域共生推進課などでも相談に応じます。



民生委員の役割は、住民の困りごとを聞いて、適切な専門機関に「**つなぐ**」までで、民生委員自身が課題を解決する必要はありません。

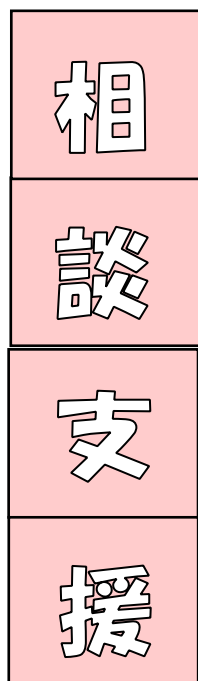
本来の活動以外の支援を求められると、負担が重くなってしまします。相談者に民生委員の役割をきちんと伝え、できないことは「できない」と伝えましよう。

できること	できないこと
<ul style="list-style-type: none">● 子育てや介護などの相談● 困りごとに対応できる専門機関の窓口の紹介● 地域住民の見守りや安否確認 など	<ul style="list-style-type: none">● 救急車への同乗● 病院への付添いや入院・手術時の保証人● 掃除や買い物などの家事支援● 金銭貸借、金銭管理 など



区域担当の民生委員は、ひとり暮らしの高齢者などを中心に見守りを行います。よくある相談内容や対応する際の注意点とは、どのようなことなのでしょう。

5



その②



- 民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）
- 高齢者ガイドブック（高齢介護課発行）

Q1

ひとり暮らしの高齢者の認知症が進み、ひとりで生活することが難しくなってきたときは、どうしたらよいか。

A

高齢介護課や地域高齢者支援センターに相談しましょう。

- 親族に連絡できるのであれば、高齢介護課又は地域高齢者支援センターに相談するように伝えましょう。

Q2

介護保険の利用について相談されたら、どうしたらよいか。

A

高齢介護課や地域高齢者支援センターに相談しましょう。

- 介護サービスを利用するためには、まず要介護認定の申請が必要です。申請は、本人や家族などのほか、ケアマネジャーも代行できます。

Q3

ひとり暮らしの高齢者の具合が悪いとき、どうしたらよいか。

A

具合が悪いときは消防署に連絡し、救急車を呼びます。また、把握している範囲内で親族に連絡します。

Q4

支援している人が亡くなったとき、香典はどうしたらよいか。

A

民生委員として香典を出す必要はありません。

- 地域住民の一人としてどのような対応をするのかを判断することとなります。

「ごみ出し」「鍵や通帳・現金の管理」「病院への付添い」
民生委員として支援外の用件を頼まれたことはありませんか？
できないことだと分かっているけど、困った人を目の前にすると
断りづらいなんてことも…。

そんなときは、他に利用できるサービスを紹介してあげましょ
う！参考に、困りごと別の代表的なサービスを紹介します。



【ごみ出しの場合】

家庭ごみは、玄関先まで収集に伺う「ほほえみ収集」制度があります。申込みや審査が必要になりますので、環境資源対策課へ相談するように伝えましょう。

また、「ほほえみ収集」の対象にならない方でも、お住まいの地区によっては、シルバー人材センターやボランティアによる支援（有料）が受けられることがあります。

【鍵を預かる場合】

民生委員は、鍵を預かることはしませんが、やむを得ず鍵を預かる場合は、文書を取り交わし、双方で保管しておくことが大切です。

【通帳や現金の取扱い】

民生委員は、金銭の貸し借りや管理は絶対にしません。

認知症の疑いや障害があり、本人のみでは安心して暮らすことが難しい場合には、日常生活自立支援事業（本人に代わって日常的な金銭管理等を行う）の対象になりますので、市社会福祉協議会につながしましょう。

【病院への付添い】

病院への付添いは、要支援や要介護の認定を受けている場合、訪問介護職員（ヘルパー）による通院介助サービスを利用できます。高齢介護課又は地域高齢者支援センターへ相談するように伝えましょう。また、送迎ボランティアとして活動している団体もありますので、市社会福祉協議会に問い合わせしてみましょう。

【救急車への同乗】

民生委員は、救急車への同乗はしません。救急搬送される現場に立ち会った場合は、救急隊員からの聞き取りに協力し、安心カードを作成している人であれば救急隊員に渡してください。搬送後、ひとり暮らしなど身寄りがない人は、病院から市に連絡が入り、適切な支援につながっています。



Q5

担当している地区に、高齢者の虐待が疑われる世帯があるが、どうしたらよいか。

A

虐待又は虐待の疑いがある場合は、通報の義務があります。

- 把握している虐待に関する情報について記録を残し、その情報をもとに地域高齢者支援センターや高齢介護課に連絡しましょう。

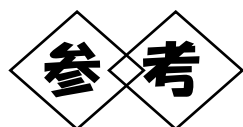


民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼ねており、主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門に担当します。誰もが安心して子育てできるように、どのような支援を行えばよいのでしょうか。また、ここでは、生活保護を受給している方への支援方法についても触れます。

6

相談支援

その③



- 民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）
- 子育てサポートブック（子育て総務課発行）

Q1

近隣の人から、子どもを虐待しているようだとの連絡を受けた場合、どうしたらよいか。

A

虐待又は虐待の疑いがある場合は、通報の義務があります。

- 地域を担当する民生委員と主任児童委員が協力して情報を集め、こども家庭支援課（こども若者相談担当 ☎82-6241）に連絡しましょう。
- 民生委員が虐待の事実を確認する必要はありません。虐待の状況把握や子どもの家庭状況については、市と平塚児童相談所で連携して行っていきます。

Q2

育児不安から子どもの虐待につながる恐れのある子育て家庭があるが、どうしたらよいか。

A

地域を担当する民生委員と主任児童委員が協力して見守り、状況に応じてこども家庭支援課（こども若者相談担当 ☎82-6241）に連絡しましょう。

- 相談内容に応じて地域の子育てサロン等を紹介することも方法のひとつです。

Q3

配偶者から暴力を受けていてつらいと相談があったが、どうしたらよいか。

A

市民相談人権課の女性相談室（83-1812）を紹介しましょう。緊急の場合は、110番又は最寄りの警察署へ相談してください。

Q4

不登校の児童には、民生委員としてどこまで関わったらよいか。

A

学校や行政の依頼があった場合、役割分担を明確にし、可能な範囲で対応しましょう。

- 本人や親の了解がない場合は可能な範囲で外から見守り、状況の変化があれば、学校などに連絡するようにしましょう。



民生委員は、訪問や相談活動を通じて、相談者に合ったサービスや支援先を紹介します。

相談を受けるためのコツや注意事項を知ること
で、円滑に民生委員活動を進めることができます。

【相談対応の基本】

相手の話を十分に聞いて、メモを取るなど相談内容を的確に把握することが重要！

- ①個人情報適切に取扱い、プライバシーを保護する。
- ②相談者の人格を尊重する。
- ③約束を守る。
- ④公私混同をしない。
- ⑤相談者の非を指摘しない。

相談への対応は、次の3つに分けることが原則！

- ①1人で対応するもの
- ②地区会長等に相談しながら対応するもの
- ③関係機関につなぐもの

【相談対応の注意事項】

「どこに相談したらよいか分からない」又は「解決が難しい」場合は、決して1人で抱え込まず、地区会長、市民児協事務協又は地域共生推進課に相談してください！

Q5

市から担当区域に住み、新たにひとり親家庭となった人の情報が提供されたが、自宅に訪問すべきか。

A

原則、民生委員が定期的に訪問する必要はありません。

- ひとり親家庭は仕事などで日中いないことも多く、また、児童扶養手当受給対象者は現況届の申請の際に市が現状を確認するため、原則、民生委員が定期的に訪問する必要はありません。
- 子育て総務課から送付されるひとり親家庭台帳をもとに、対象者の住まいや名前などを把握しておいてください。



Q6

市から担当区域に住み、新たに生活保護を受給することになった人の情報が提供されたが、自宅に訪問すべきか。

A

原則として定期的に訪問する必要はありません。

- 生活援護課又は当事者から依頼があったときに、関わることとなります。
- 普段は遠くから見守っていただき、民生委員として気になることがあれば生活援護課に連絡してください。
- ただし、本人がひとり暮らし高齢者等登録者の場合は、訪問対象者になりますので、注意してください。

Q7

生活に困窮している世帯から生活保護の申請について相談されたが、どうしたらよいか。

A

生活援護課に相談するよう案内してください。

- 生活保護決定までの流れは、①生活援護課へ相談→②申請書等の作成・提出→③調査→④検討→⑤決定です。
- はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』では、生活保護の受給まではいかないが生活が苦しいなど、いわゆる「制度の狭間」の方の相談にも応じています。
具体的には、家計の見直しや食料支援、小口生活資金の貸付などを組み合わせて支援しています。
- 生活保護の申請は国民の権利ですが、相談をためらう方もいるため、その場合には『きゃっち。』を紹介しましょう。

Q8

ひとり暮らしの生活保護を受給している人が自宅で亡くなった場合、どうしたらよいか。

A

生活援護課に連絡します。

- 休日など速やかに生活援護課と連絡がとれない場合で、家族の連絡先が分かるときは、家族に連絡をとります。
- 葬祭その他の手続については、生活援護課の担当者に相談しましょう。

【民生委員の見守り対象者とは？】

民生委員が支援する対象は、担当する区域の住民すべてですが、当然1人ですべての住民を見守ることはできません。

基本的には住民側から相談があったときに、適切な支援先につないでください。

ひとり暮らし高齢者など日々の見守り対象者やその方法については、「民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）」をご覧ください。

【見守り回数の目安とは？】

民生委員の見守り回数は、特に決まっていませんので、ご自身のできる範囲の中で行ってください。

「民生委員・児童委員のいろは（個別支援活動編）」には、対象者本人の状況と定期的に訪問してくれる親族がいるかどうかをもとに、見守り回数の目安を示していますので、参考にしてください。

【見守りの終了とは？】

行政や地域高齢者支援センターにつなぎ、ケアマネジャーなど定期的に訪問する新たな支援者ができた場合は、見守りを終了することができます。

関係機関から見守りを依頼された場合は、「方法、期間、報告の仕方」などをあらかじめ確認しましょう。



みんぴょん
ワンポイント

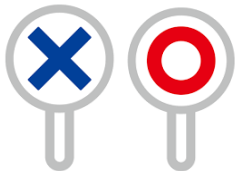
あなたは何問解けるかな？

クイズ DE 知ろう！ 民生委員



QUIZ

- 1 民生委員制度は創設 **100年超**である？
- 2 市民児協の発足当時、地区民児協数は本町、南、東、北、大根、鶴巻、西の **7地区**だった？
- 3 民生委員は創設当初から**ボランティア**の位置づけだった？



1 正解は○

大正6年に岡山県で誕生した済世顧問（さいせいこもん）制度が始まりで、平成29年に創設100年を迎えました。

2 正解は×

市民児協の発足は市発足と同じ昭和30年で、地区民児協は本町、南、東、北、大根、西地区の6地区でした。昭和56年に渋沢、昭和59年に残り5地区が加わり、現在の12地区となりました。

3 正解は×

かつては、民生委員法で「名誉職」として位置づけられていましたが、平成12年の法改正により、住民の立場に立った活動が明記され、ボランティアとしての位置づけになりました。



7

災害時支援

近年、台風や地震等の災害が各地で発生しており、加えて、新型コロナウイルス感染症が流行し、これまでにない困難に直面しています。災害時に慌てず行動するためには備えが欠かせませんが、民生委員として、どのような心構えをすればよいのでしょうか。ここでは、コロナ禍での活動における注意事項についても触れます。

参考

- 災害時民生委員児童委員活動マニュアル（市民児協発行）

Q1

災害時に備えて、民生委員として取り組むべきことは何か。

A

日頃の訪問等の活動を通じて、担当区域内の要援護者との関係づくりを進め、災害時に備えた対応を一緒に考えていくことが大切です。

Q2

災害時に備えて、自治会等とどのような協力関係をつくれればよいか。

A

要援護者の把握について、民生委員と自治会等の間で、情報共有できるような協力関係をつくることが重要です。

- 民生委員は、平常時から要援護者の把握に努めることが求められています。
- 災害時に要援護者の安否確認が円滑に進むよう、日頃から自治会等との話合いの場に参加することが大切です。

Q3

災害時に、民生委員は、まずどのように行動すべきか。

A

災害時には、まず自分の身を守り、家族の安否を確認することが第一です。その後、隣り近所に声かけを行い、お互いに安否を確認します。

備えあれば
憂いなし



Q4

コロナ禍での活動における注意事項は何か。

A

まずは、自分や家族の健康を保つことが重要です。訪問活動を行う場合は、マスクの着用など感染予防に努めて、電話や手紙なども活用しましょう。

【感染予防のための注意事項】

- マスクを着用し、手洗い・手指の消毒など、感染予防に努めてください。
- 密集・密接・密閉の「3密」を避けてください。
- 地区民児協定例会、部会活動は、短時間で終わるようにしてください。
- 見守り対象者への訪問は、できるだけ控え、電話や手紙などを活用してください。
なお、訪問する際には、マスクを着用し、3密を避けるよう留意してください。

Q5

持病があるため、活動することでコロナに感染しないか怖いですが、それでも民生委員活動を行うべきか。

A

まずは、自分や家族の健康を保つことが重要です。電話や手紙による見守り活動にするなど、できる範囲の中で行ってください。

- 民生委員は、福祉ボランティアです。無理のない範囲で活動してください。
- 人との交流が少なくなるコロナ禍だからこそ、ひとり暮らしの高齢者などがさらに孤立してしまう危険性があります。電話や手紙、インターフォン越しでの声かけなど、接触を避けた見守り活動を行うことも方法の1つです。
- どうしても見守りが難しい場合で、特に心配な人については、地域高齢者支援センターでの見守りを依頼するなど、地区会長に相談してみましょう。

Q6

コロナ禍でオンラインによる研修が増えているが、パソコンが全くできず、研修を受けられないため、不安を感じている。

A

パソコンが苦手な方でも研修を受けられるよう、できる限り会場を設け、集合研修も可能としています。

- コロナの感染拡大で、テレワークやオンライン化が一気に進みましたが、自宅にパソコンがない、操作が苦手など、オンライン研修に参加することが難しい方もいます。
研修による学びは、民生委員活動を行う上で大変重要ですので、より多くの方が受講できるよう、できる限り会場を設け、集合研修を可能とします。

Q7

コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいのか。

A

接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき受けていただくものです。

- ワクチン接種の如何に関わらず、民生委員活動を行う際には、マスクの着用など感染対策を行ってください。



「決して1人で抱え込まない みんなで地域を見守っていく」

地域住民から相談を受けた場合は、決して1人で抱え込まないでください。地区会長や相談支援機関と連携しながら、チームで支援していくことが重要です。

「みんなで地域を見守っていく」民生委員はその一翼を担っています。

